

公益財団法人日本美術刀剣保存協会公益通報者保護規程

(目 的)

第1条 この規程は公益財団法人日本美術刀剣保存協会（以下「協会」という。）の組織的又は個人的な法令違反行為等に関する通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、通報者の保護、不正行為等の早期発見と防止につとめ、以て協会の社会的信頼を確保する目的のため定める。

(対 象)

第2条 この規程は、協会役員及び、職員・臨時雇用・契約職員・派遣職員(以下「職員等」という)に対して適用する。

第3条 協会の役員及び職員等は、協会内において又は協会の遂行する業務に関連して、法令違反行為、協会規則違反行為若しくは倫理規程違反行為（以下「不正行為」という）を知った場合、この規程の定めるところにより、通報、申告又は相談(以下「通報等」という)することができる。

2 前項の申告事項を提供した者(以下「通報者」という)は、この規程による保護の対象となる。又、通報者に協力した職員等及びその通報に基づく調査に積極的に関与した職員等も同様とする。

3 職員等は、この規程に基づき、通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

(通報の方法、受理窓口)

第4条 職員等は、次の通報窓口に対して、電話、電子メール、書面又は口頭いずれかの方法により通報等を行うことができる。

2 通報等の窓口は事務局に設置し、事務局長を管理者とする。

3 通報等は、原則として実名によるものとする。

4 就業規則その他に定める守秘義務に関する規定は、この規程の定めに従って行われる通報等を妨げるものではない。

(通報等に基づく公正公平な調査)

第5条 通報を受けた窓口部署は、申告事項の内容(ただし通報者の氏名を除く)を直ちに専務理事に報告し、事務局長により調査の必要性を速やかに検討し、通報者に対して、連絡ができる場合は通報等を受け付けた日から20日以内に調査を行うか否かの通知を行う。

1 調査が決定した場合は、事実の有無及び内容について速やかに調査し、その結果を専務理事に報告する。

2 調査は、窓口担当部署がこれに当たるが、必要に応じ専務理事、管理者である事務

局長及び職員からなる調査委員会を設置することができる。調査は通報に基づく情報により、公正かつ公平に行うものとする。

3 通報等に基づく調査において、通報等の対象となった者は、公正な聴聞の機会と申告事項への反論及び弁明の機会が与えられるものとする。

4 職員等は、通報等に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べるものとする。

(利益相反の排除)

第6条 公益通報に係る通報対象事実に関係する者(次項において「関係当事者」という)は、当該公益通報の処理に関与してはならない。

2 事務局長が関係当事者に当たる場合には、会長が別に指名する者を管理者とする

(調査結果の通知等)

第7条 窓口担当部署は、通報者に連絡が取れる場合は、できる限り速やかに調査結果を通報者に通知するものとする。ただし、通報等の対象となった者の個人情報の扱いについては、プライバシーの侵害とならないように、十分注意するものとする。

(調査結果に基づく対応)

第8条 すべての調査結果は会長に報告するものとし、調査の結果不正行為が認められたときは、速やかに不正行為の中止の命令、懲戒処分、又は刑事告発など所要の措置をとるものとする。

2 その他の扱いにおいて、通報等したことを斟酌するものとし、その不利益処分を軽減することができる。

3 調査結果及びそれに対する対応の概要(ただし通報者の氏名を除く)は、直近に開催される理事会において報告するものとする。

(情報の記録と管理)

第9条 通報等を受けた窓口担当部署は、通報者の氏名(匿名の場合を除く)、通報等の経緯、内容及び証拠等を、部署内において記録・保管するものとする。

2 通報等を受けた窓口部署、調査委員会、その他情報を知り得た者は、その情報に関して秘密を保持しなければならない。通報者の同意がない限り、通報者の氏名等の情報を開示してはならない。

(不利益の禁止)

第10条 協会の役員及び職員等は、通報等の行為を理由として、通報者に対して降格、減給その他差別的処遇等不利益になることをしてはならない。

(公益通報者保護制度のための教育)

第11条 協会は、協会の役員及び職員等に対して、公益通報者保護制度に関する研修を行い、また、職員等は協会の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(改 廃)

第 12 条 この規程の改廃は理事会決議による。

(付 則)

この規程は公益財団法人日本美術刀剣保存協会の設立登記の日から施行する。